

居室整備補助金交付までの流れ

1 事前協議(相談)

- ★ 障害者の状況、工事箇所や工事理由等の聞き取りを行います。
- ★ 見積書や図面の修正をお願いすることがあります。

2 協議書の提出

- ★ 協議書類一式(※1)を、市町の窓口へ提出していただきます。
- ※ 全ての書類に不備がないことを当事務所で確認してから提出となります。

自宅訪問調査 …… 現地調査で、写真撮影等有

3 審査

- ★ 審査会にて、補助金の対象となるか審査を行います。
- ★ 審査後、協議結果通知をお渡しします。

4 申請書の提出

- ★ 審査会で申請の許可が下りたら、申請書を提出していただきます。
(協議者=申請者=工事契約者=領収書名義 で統一が必要です)

5 交付決定通知

- ★ 当事務所から、交付決定通知を郵送します。
(通知するまで、協議から最短でも1ヶ月以上かかります)

6 工事契約・着工

- ★ 交付決定通知の日付の翌日から可能となります。(それ以前は不可)
- ★ 申請時と工事内容を変更しないでください。(※2)

工事完成 …… 年度内の完成が必要

7 実績報告書提出

- ★ 工事完成后、実績報告書とその他書類を提出していただきます。
(工事完了後1ヶ月以内か翌年度4月10日のいずれか早い方まで)

自宅訪問調査 …… 完成検査を行います
※検査は、3/31 までに行います

8 額の確定

- ★ 完成検査にて工事内容に問題がないことを確認し、補助金の交付額を確定します。

9 補助金の支払い

- ★ 申請者名義の口座に補助金が支払われます。
(※工事代金をいったん全て支払っていただいてから交付されます)

(※1) 協議書類一式

- ① 在宅重度心身障害者居室整備協議書（第1号様式）
- ② 居室整備計画見取図及び住所略図（第1号様式の2）
※ ⑨及び⑪があれば「別紙のとおり」との記載でよい。
- ③ 障害者手帳の写し
- ④ 住民票の謄本
- ⑤ 所得課税証明書（同一世帯分）
- ⑥ 課税状況調査同意書（様式はこちらでお渡しします）
- ⑦ 見積書（見積り業者作成）：工事箇所別
- ⑧ 居室整備費補助金算出内訳表（Excel表）
- ⑨ 改修前平面図及び改修後平面図
- ⑩ 設備器具カタログ（又は写真）及び設置場所図面（該当する場合）
※ 設置場所は改修後の平面図に入れてもよい。
- ⑪ 住所案内図
- ⑫ 在宅重度心身障害者居室整備補助金・事前協議確認表

(※2) 工事内容変更について

- 工事内容は、交付決定時の内容と変更しないでください。
- 工務店の方々とよく相談し、申請時には内容の変更が起きないように、事前に話し合っていたくようお願いします。
- 万が一、工事内容を変更しなければならない場合（やむを得ない場合）には、事前に必ず中北保健福祉事務所担当者まで連絡をしてください。その際は、いったん工事を中止してください。（知事の許可が必要）

⚡ 事前連絡なしに工事内容が変更となっていた場合、補助金の交付はできません。 ⚡